

# 第3章 公的年金の適用と保険料

## 1 公的年金の加入者

厚生年金の適用事業所に雇用されている 70 歳未満の人は厚生年金の被保険者となります。また、国・地方公共団体の公務員や私立学校教職員共済制度の加入者は、共済組合の組合員等となります。これらの被用者は、原則として、厚生年金または共済年金（被用者年金）に加入すると同時に、国民年金の被保険者（第 2 号被保険者）となります。

被用者年金加入者の配偶者であって主として被用者年金加入者の収入により生計を維持する人のうち 20 歳以上 60 歳未満の人は、国民年金の被保険者（第 3 号被保険者）となります。

これら以外の人（自営業者、農林漁業者など）で 20 歳以上 60 歳未満の人はすべて国民年金の被保険者（第 1 号被保険者）となります。

## 2 公的年金の保険料

国民年金の被保険者（第 1 号被保険者）は、国民年金に毎月一定額（平成 23(2011)年度は 15,020 円）の保険料を納めます。

厚生年金の被保険者は、毎月受け取る給与や賞与に基づいて、定められた保険料率（平成 22 年 9 月～23 年 8 月は 16.058%）を乗じた額を労使で折半負担します。厚生年金の保険料は、事業主が納付義務を負っており、事業主は従業員に支払う給与等から被保険者本人負担分を源泉控除して保険料を納めます。

国民年金の第 3 号被保険者は、自ら保険料を納めません。その配偶者が負担した保険料は夫婦で共同して負担したものであるという認識に立っており、第 3 号被保険者に将来支払われる基礎年金の費用は、配偶者が加入する制度からの拠出金で賄われます。

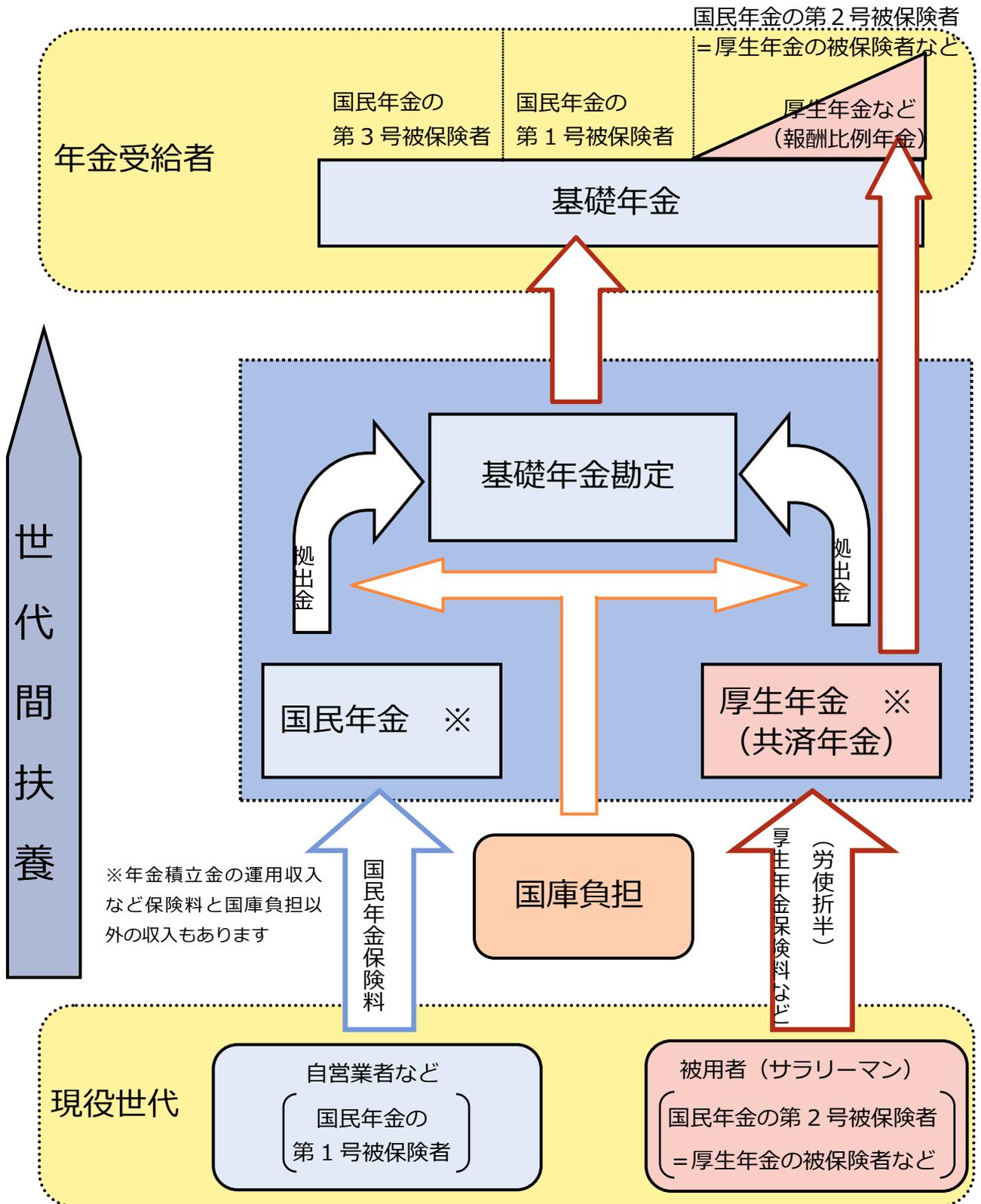
| 職業等                                     |                                | 加入制度                | 保険料   |
|---|--------------------------------|---------------------|---|
| 自営業者、農業者、学生等（20 歳以上 60 歳未満で下記以外の人）      |                                | 国民年金<br>【第 1 号被保険者】 | 15,020 円（月額）※毎年度 280 円（平成 16 年度価格*）ずつ引き上げられ、最終的に 16,900 円（*）で固定。              |
| 被用者                                     | 厚生年金適用事業所に雇用される 70 歳未満の人（会社員等） | 国民年金<br>【第 2 号被保険者】 | 厚生年金<br>月収の 16.058%（労使折半。本人負担は月収の 8.029%）※毎年 9 月に 0.354%ずつ引き上げ、最終的に 18.3%で固定。 |
|   | 公務員 私立学校教職員                    | 国民年金<br>【第 2 号被保険者】 | 共済年金<br>加入共済制度により月収の 12.584%～15.508%（労使折半）                                    |
| 専業主婦等（被用者の配偶者であって主として被用者の収入により生計を維持する人） |                                | 国民年金<br>【第 3 号被保険者】 | 保険料負担の必要はない。（配偶者が所属する被用者年金制度（厚生年金または共済年金）が負担）                                 |

※ 平成 16 年度価格とは、平成 16 年度の賃金水準を基準として価格表示したものです。実際に賦課される保険料額は、平成 16 年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められます。

※ 平成 23 年 9 月～24 年 8 月の厚生年金保険料率は 16.412%（本人負担は 8.206%）

※ 65 歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者は、国民年金の第 2 号被保険者とならない。

<図表3-1>費用負担の仕組み



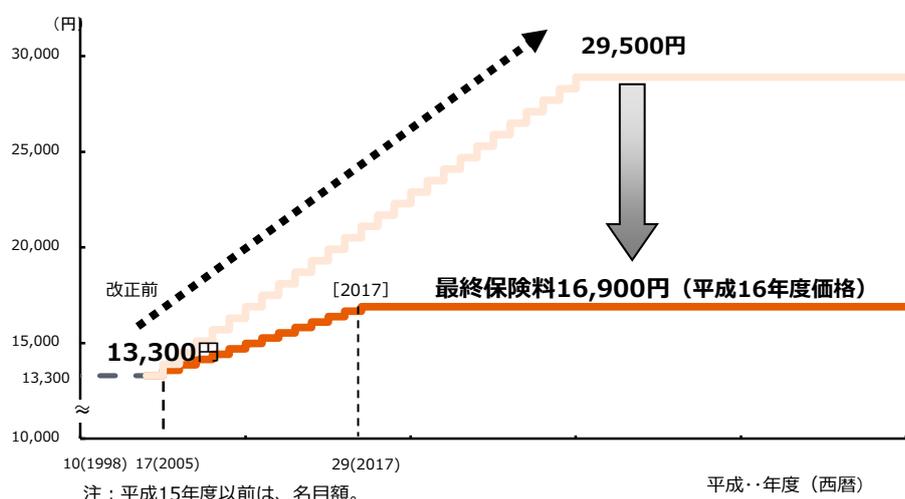
### 3 将来の保険料水準の固定

以前は、国民年金・厚生年金の保険料（額）の設定について、「段階保険料」という考え方にに基づき、少なくとも5年に一度行われる財政再計算の際に給付と負担を見直して、財政が均衡するよう将来の保険料引き上げ計画を策定することとなっていました。

しかし、少子高齢化が急速に進む中で、この

ような方法をとっていった場合、将来の保険料水準が際限なく上昇してしまうのではないかと、いった懸念の声があったことから、平成16(2004)年の年金制度改正では、最終的な上昇を極力抑えながら将来の保険料水準を固定し、その範囲で給付を行うという、新たな年金財政運営方法がとられました。

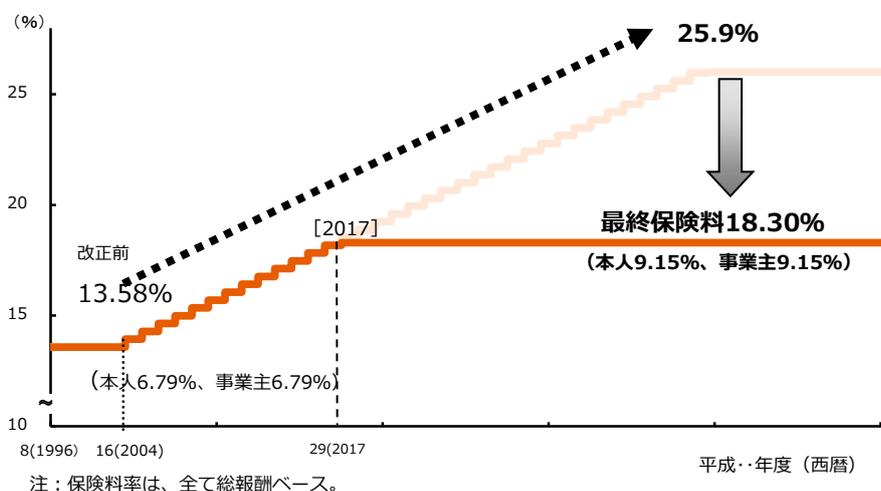
#### 国民年金の保険料



国民年金の保険料は、平成16(2004)年度 13,300 円から毎年度 280 円(平成 16 年度価格)ずつ引き上げられ、平成 29(2017)年度に 16,900 円(平成 16 年度価格)で上限に達し、それ以後は同額を維持することとされました。

(注)「平成 16 年度価格」とは、平成 16 年度の賃金水準を基準として価格表示したものです。実際に賦課される保険料額は、平成 16 年度価格の額に、賦課されるまでの賃金上昇率を乗じて定められます。

#### 厚生年金の保険料



厚生年金の保険料率は、平成 16 年 13.58 % から毎年 0.354% ずつ引き上げられ、平成 29 年に 18.3% で上限に達し、それ以後は同率を維持することとされました。

## 4 国民年金の保険料免除

国民年金の第1号被保険者の中には、多様な方々が含まれています。その中には、失業して所得のない方など、経済的な理由により一時的に保険料を納められない場合もあると考えられることから、国民年金では保険料免除などのきめ細かい仕組みが設けられています（10年以内であれば追納が可能）。

### 保険料の申請免除

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請手続きをとることにより、保険料の全額・4分の3・2分の1または4分の1の納付が免除されます。

申請により保険料免除を受けると保険料の支払いは減額されますが、受け取れる老齢基礎年金額も減額になります。免除率と年金額の計算は次の通りです。

<平成21年3月以前の期間>

全額免除=3分の1、4分の3免除=2分の1、半額免除=3分の2、4分の1免除=6分の5

<平成21年4月以降の期間>

全額免除=2分の1、4分の3免除=8分の5、半額免除=4分の3、4分の1免除=8分の7

※ 平成23年4月以降の期間については、「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」（平成23年2月14日に国会に提出）が成立した場合。

免除された保険料は、10年以内であれば追納が可能です。

#### ● 免除の対象となる所得のめやす（平成23年度）

|                  | 全額免除  | 4分の3免除 | 半額免除  | 4分の1免除 |
|------------------|-------|--------|-------|--------|
| 4人世帯<br>(夫婦・子2人) | 162万円 | 230万円  | 282万円 | 335万円  |
| 2人世帯<br>(夫婦のみ)   | 92万円  | 142万円  | 195万円 | 247万円  |
| 単身世帯             | 57万円  | 93万円   | 141万円 | 189万円  |

## 保険料の法定免除

次のような事由に該当する方は、申請などの手続きをとらなくても自動的に保険料の納付義務が免除されます。

- ① 障害年金の受給権者
- ② 生活保護法による生活扶助等を受けている人
- ③ ハンセン病療養所等に入所している人

保険料の法定免除該当期間は、老齢基礎年金額の計算上、全額免除期間と同様に計算されます。

また、免除された保険料は、10年以内であれば、追納することができます。

さらに、学生には、「学生納付特例制度」が、30歳未満の第1号被保険者には、「若年者納付猶予制度」があります。いずれの納付猶予制度も、猶予期間は年金の受給資格期間には反映されますが、年金額の計算には反映されません。

## 学生納付特例制度

家族の所得にかかわらず、学生〔学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および学校教育法に規定する各種学校その他の教育施設であって専修学校に準ずるものに在学する方〕本人の所得が一定以下（※）の場合に、在学中の保険料納付が猶予されます。

免除された保険料は、10年以内であれば追納が可能です。

- ※ 平成23年度の所得基準（申請者本人のみ）  
118万円＋扶養家族等の数×38万円＋社会保険料控除等  
家族の方の所得の多寡は問いません。

## 若年者納付猶予制度

30歳未満の第1号被保険者について、同居している世帯主の所得にかかわらず本人と配偶者の所得が一定以下（※）の場合に、保険料の納付が猶予されます。（平成27年6月までの措置）

免除された保険料は、10年以内であれば追納が可能です。

- ※ 平成23年度の所得基準（申請者本人と配偶者）  
(扶養親族等の数＋1) × 35万円＋22万円

**参考：厚生年金の標準報酬月額・保険料月額表**

厚生年金の保険料は、原則として毎年4～6月の報酬を基礎として厚生労働大臣が決定した標準報酬月額を、その年の9月～翌年8月まで用いて計算します。

<図表3-1>

(単位：円)

| 標準報酬<br>月額等級 | 標準報酬<br>月額 | 報酬月額    |   |         | 保険料（月額）                  |                 |
|--------------|------------|---------|---|---------|--------------------------|-----------------|
|              |            |         |   |         | H22.9～H23.8<br>(16.058%) |                 |
|              |            |         |   |         | 保険料額                     | 自己負担額<br>(労使折半) |
|              |            | 円以上     | ～ | 円未満     |                          |                 |
| 1            | 98,000     |         | ～ | 101,000 | 15,736.84                | 7,868.42        |
| 2            | 104,000    | 101,000 | ～ | 107,000 | 16,700.32                | 8,350.16        |
| 3            | 110,000    | 107,000 | ～ | 114,000 | 17,663.80                | 8,831.90        |
| 4            | 118,000    | 114,000 | ～ | 122,000 | 18,948.44                | 9,474.22        |
| 5            | 126,000    | 122,000 | ～ | 130,000 | 20,233.08                | 10,116.54       |
| 6            | 134,000    | 130,000 | ～ | 138,000 | 21,517.72                | 10,758.86       |
| 7            | 142,000    | 138,000 | ～ | 146,000 | 22,802.36                | 11,401.18       |
| 8            | 150,000    | 146,000 | ～ | 155,000 | 24,087.00                | 12,043.50       |
| 9            | 160,000    | 155,000 | ～ | 165,000 | 25,692.80                | 12,846.40       |
| 10           | 170,000    | 165,000 | ～ | 175,000 | 27,298.60                | 13,649.30       |
| 11           | 180,000    | 175,000 | ～ | 185,000 | 28,904.40                | 14,452.20       |
| 12           | 190,000    | 185,000 | ～ | 195,000 | 30,510.20                | 15,255.10       |
| 13           | 200,000    | 195,000 | ～ | 210,000 | 32,116.00                | 16,058.00       |
| 14           | 220,000    | 210,000 | ～ | 230,000 | 35,327.60                | 17,663.80       |
| 15           | 240,000    | 230,000 | ～ | 250,000 | 38,539.20                | 19,269.60       |
| 16           | 260,000    | 250,000 | ～ | 270,000 | 41,750.80                | 20,875.40       |
| 17           | 280,000    | 270,000 | ～ | 290,000 | 44,962.40                | 22,481.20       |
| 18           | 300,000    | 290,000 | ～ | 310,000 | 48,174.00                | 24,087.00       |
| 19           | 320,000    | 310,000 | ～ | 330,000 | 51,385.60                | 25,692.80       |
| 20           | 340,000    | 330,000 | ～ | 350,000 | 54,597.20                | 27,298.60       |
| 21           | 360,000    | 350,000 | ～ | 370,000 | 57,808.80                | 28,904.40       |
| 22           | 380,000    | 370,000 | ～ | 395,000 | 61,020.40                | 30,510.20       |
| 23           | 410,000    | 395,000 | ～ | 425,000 | 65,837.80                | 32,918.90       |
| 24           | 440,000    | 425,000 | ～ | 455,000 | 70,655.20                | 35,327.60       |
| 25           | 470,000    | 455,000 | ～ | 485,000 | 75,472.60                | 37,736.30       |
| 26           | 500,000    | 485,000 | ～ | 515,000 | 80,290.00                | 40,145.00       |
| 27           | 530,000    | 515,000 | ～ | 545,000 | 85,107.40                | 42,553.70       |
| 28           | 560,000    | 545,000 | ～ | 575,000 | 89,924.80                | 44,962.40       |
| 29           | 590,000    | 575,000 | ～ | 605,000 | 94,742.20                | 47,371.10       |
| 30           | 620,000    | 605,000 | ～ |         | 99,559.60                | 49,779.80       |

(注) 坑内員・船員の保険料率は16.696% また、賞与に係る保険料は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額、1カ月当たり150万円が上限）に、保険料率を乗じた額となります。